

平成 26 年度 ポジティブリスト制度に係わる生乳の定期的検査の実施結果について

酪農乳業界では、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応した「酪農乳業の一体的な取り組み」を実施しています。この取り組みが的確に機能していることを確認するために、定期的に生乳中の農薬等の残留検査を実施しています。

本年度は平成 26 年 10 月から 12 月にかけて、下記の条件で定めた物質について検査を実施しました。その結果が判明いたしましたので、ご報告いたします。

1. 定期的検査対象物質の設定

今般の定期的検査対象物質の設定に当たっては、一般社団法人中央酪農会議が平成 23 年度に実施した生乳生産段階での使用実態調査において、使用実績頻度の高いことが判明した動物用医薬品、牛舎消毒薬、洗剤・殺菌剤等のうち、通常実施している簡易迅速法で検出可能な抗菌性物質（βラクタム系抗生物質）及び現状では乳において検査手法が確立されていない物質を除き、別表 1 通り、北海道 6 物質、都府県 15 物質を平成 26 年度定期的検査対象物質といたしました。

その内訳は以下の通りで、

- ① わが国で流通(生産)している牛の動物用医薬品 …北海道 3 物質、都府県 7 物質
- ② 牛舎消毒薬、洗剤・殺菌剤等…北海道 3 物質、都府県 8 物質

2. 検体数

全国の指定生乳生産者団体の生産乳量等に応じて設定した計 81 検体で、延べ 174 件を検査した。

3. 検査結果

検査結果は別表 1 の通り、すべて「基準値以下」であった。

以 上

(別表1)

平成26年度生乳の定期的検査対象物質検査の結果について

平成26年12月
一般社団法人Jミルク

	No.	物質	対象地域		検体数	基準値 ppm	分析法	検査結果
			北海道	都府県				
動物用医薬品	1	オキシテトラサイクリン, クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	○	○	14	0.1	高速液体クロマトグラフ法	基準値以下
	2	カナマイシン	○	○	14	0.4	微生物定量法	基準値以下
	3	ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン	○	○	14	0.2	微生物定量法	基準値以下
	4	デキサメタゾン		○	10	0.02	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
	5	タイロシン		○	10	0.1	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
	6	エンロフロキサシン(シプロフロキサシンとの和として)		○	10	0.05	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
	7	ネオマイシン(硫酸フラジオマイシン)		○	10	0.5	微生物定量法	基準値以下
洗剤・殺菌消毒薬・ 殺虫剤・駆虫剤等	8	塩化ジデシルジメチルアンモニウム	○	○	14	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
	9	[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキル(C9-15)トルエン	○	○	14	1	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
	10	シロマジン	○	○	14	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
	11	ペルメトリン		○	10	0.1	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
	12	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム(イソシアヌル酸)		○	10	0.8	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
	13	シフルトリン		○	10	0.04	ガスクロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
	14	ピリプロキシフェン		○	10	0.01	液体クロマトグラフ-質量分析法	基準値以下
	15	フェニトロチオン		○	10	0.002	ガスクロマトグラフ法	基準値以下
計			6	15	174			

注) 検査機関: 一般財団法人日本食品分析センター